

秦野市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて

秦野市小児医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを促進することを目的として、医療費の助成対象年齢を拡大したうえで、分かりやすい題名に改めるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

秦野市小児医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秦野市こども医療費の助成に関する条例

第1条中「小児を養育している者に対して」を「こどもに係る」に、「小児の」を「こどもの」に改める。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) こども 市内に住所を有する満18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者をいう。

第2条第1項第2号及び同条第2項中「小児」を「こども」に改める。

第3条第1項中「本市に住所を有する小児を養育している者であって、その養育する小児の疾病又は負傷について、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われたもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) こどもを養育している者であって、その養育するこどもの疾病又は負傷について、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われたもの
- (2) 自ら生計を維持しているこどもであって、その疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われたもの

第3条第2項中「小児」を「こども」に改める。

第4条中「小児」を「こども」に改める。

第5条第1項中「小児」を「こども」に改め、同条第2項中「対象者に対し」を「その対象者に対し」に改める。

第6条第1項本文中「証する」を「証明する」に改め、同条第2項中「小児」を「こども」に改める。

第9条中「小児」を「こども」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市こども医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。

(秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部改正)

- 3 秦野市個人番号の利用事務を定める条例（平成27年秦野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第10項中「秦野市小児医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）による小児医療費」を「秦野市こども医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）によるこども医療費」に改め、同表第11項中「秦野市小児医療費の助成に関する条例による小児医療費」を「秦野市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費」に改める。

議案第11号 秦野市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>秦野市こども医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>こどもに係る</u>医療費の一部を助成することにより、<u>こどもの</u>健康の維持及び健全な育成に役立てるとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>こども</u> 市内に住所を有する満18歳に達する日以後最初の3月31日までに<u>ある者をいう。</u></p> <p>(2) 養育している者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア <u>こども</u>を養護し、かつ、これと生計を同じくするその父(母がその<u>こども</u>を妊娠した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は母</p>	<p style="text-align: center;"><u>秦野市小児医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>小児を養育している者に対して</u>医療費の一部を助成することにより、<u>小児の</u>健康の維持及び健全な育成に役立てるとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>小児</u> 規則で定める中学校等を卒業する日の属する月の末日(その日に入院している場合は、その退院の日)又は満18歳に達する日の属する月の末日のいずれか早い日までに<u>ある者をいう。</u></p> <p>(2) 養育している者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア <u>小児</u>を養護し、かつ、これと生計を同じくするその父(母がその<u>小児</u>を妊娠した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は母</p>

イ 父母に養護されず、又はこれと生計を同じくしないこどもを養護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第2号アの場合において、父及び母がともにその父及び母の子であるこどもを養護し、かつ、これと生計を同じくするときは、そのこどもは、その父又は母のうちいずれかそのこどもの生計を維持する程度の高い者によって養護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) こどもを養育している者であって、その養育するこどもの疾病又は負傷について、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われたもの

(2) 自ら生計を維持しているこどもであって、その疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われたもの

2 前項の疾病又は負傷には、次の各号のいずれかに該当するこどもに係る疾病又は負傷を含まない。

イ 父母に養護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を養護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第2号アの場合において、父及び母がともにその父及び母の子である小児を養護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その小児は、その父又は母のうちいずれかその小児の生計を維持する程度の高い者によって養護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する小児を養育している者であって、その養育する小児の疾病又は負傷について、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われたものとする。

2 前項の疾病又は負傷には、次の各号のいずれかに該当する小児に係る疾病又は負傷を含まない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療の扶助を受けている世帯に属するこども
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による措置により医療を受給しているこども
 - (3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができるこども
- （助成の範囲）

第4条 医療費の助成の額は、こどもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、その規定により対象者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額に相当する額（以下「助成費」という。）とする。

（助成の方法）

第5条 医療費の助成は、こどもが病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）で医療を受けた場合に、市長がその医療機関等に対し、助成費を支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める理由により対象者が医療機関等に医療費を支払ったときは、その対象者に対し、助成費を支給するものとする。

（医療証交付の申請等）

第6条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、加入

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療の扶助を受けている世帯に属する小児
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による措置により医療を受給している小児
 - (3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児
- （助成の範囲）

第4条 医療費の助成の額は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、その規定により対象者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額に相当する額（以下「助成費」という。）とする。

（助成の方法）

第5条 医療費の助成は、小児が病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）で医療を受けた場合に、市長がその医療機関等に対し、助成費を支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める理由により対象者が医療機関等に医療費を支払ったときは、対象者に対し、助成費を支給するものとする。

（医療証交付の申請等）

第6条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、加入

医療保険を証明する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、引き続き医療費の助成を受けようとする対象者については、申請を省略させることができる。

2 市長は、前項本文の規定による申請の内容を審査し、対象者が養育するこどもであることを示す証明書（以下「医療証」という。）を交付するものとする。

3 （略）

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、第三者の行為により生じたこどもの疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した助成費に相当する金額を返還させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の秦野市こども医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施

医療保険を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、引き続き医療費の助成を受けようとする対象者については、申請を省略させることができる。

2 市長は、前項本文の規定による申請の内容を審査し、対象者が養育する小児であることを示す証明書（以下「医療証」という。）を交付するものとする。

3 （略）

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、第三者の行為により生じた小児の疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した助成費に相当する金額を返還させることができる。

行日前に行われた医療については、なお従前の例による。

(秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部改正)

- 3 秦野市個人番号の利用事務を定める条例（平成27年秦野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第10項中「秦野市小児医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）による小児医療費」を「秦野市子ども医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）による子ども医療費」に改め、同表第11項中「秦野市小児医療費の助成に関する条例による小児医療費」を「秦野市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費」に改める。

秦野市小児医療費助成制度の改正について

1 制度改正の趣旨

小児医療費助成事業については、少子化が進行し、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、子育て支援をより充実させるため、見直しを重ねながら、制度を拡充してきました。

本事業については、全国の自治体が独自の取組として実施しており、対象年齢や所得制限の有無など、自治体間で差が生じている状況です。子どもの居住地によって、受けられる医療サービスが異なることは望ましくなく、全国一律の制度として実施すべきであり、これまで国へ制度創設を要望してきました。

現在、その実現には至っていませんが、物価高騰が続き、子育て世帯の負担が増加する中で、本市としても、子どもたちが社会へ羽ばたくまで、健やかな成長を支援するためにも、対象年齢を高校生（18歳年度末年齢）まで拡大するものです。

2 改正内容

(1) 対象者の拡大

現在、中学生までとしている対象者を高校生（18歳年度末年齢）まで拡大

(2) 所得制限

なし

(3) 実施期日

令和6年10月1日

(4) 名称の変更

「こども医療費助成事業」に変更

3 改正に伴う対象者数及び経費

(1) 対象者数 4,000人

(2) 所要額（年間） 約8,000万円

（対象者4,000人×令和5年度ひとり親医療費助成における高校生一人

当たり医療費 20,000 円)

4 制度改正の経過

改正年月日	通院	入院	所得制限
平成 7 年 10 月 1 日	0 歳児のみ	中学 3 年生まで	1 歳児以上あり
平成 11 年 1 月 1 日	1 歳児まで	〃	〃
平成 13 年 10 月 1 日	3 歳児まで	〃	〃
平成 15 年 10 月 1 日	4 歳児まで	〃	なし
平成 16 年 10 月 1 日	5 歳児まで	〃	〃
平成 20 年 10 月 1 日	6 歳児まで	〃	〃
平成 24 年 10 月 1 日	小学 4 年生まで	〃	1 歳児以上あり
平成 28 年 10 月 1 日	小学 6 年生まで	〃	1 歳児以上あり
平成 29 年 4 月 1 日	小学 6 年生まで	〃	未就学児：なし 小学生以上：児童手当 新基準に緩和
平成 31 年 4 月 1 日	中学 3 年生まで	〃	〃
令和 5 年 10 月 1 日	〃	〃	小学生以上の所得制限撤廃

5 令和 4 年度助成実績

- (1) 助成件数 195,659 件
- (2) 医療費助成額 428,278,773 円
- (3) 医療証交付者 15,740 人 (令和 5 年 3 月末日)

6 県内各市の状況

小児医療費助成制度 県内市町村別実施状況（市）

令和6年1月1日現在

子育て総務課

自治体	小児										所得制限	窓口負担	
	対象年齢									入院			
	通院												
就学前	小学校	中1	中2	中3	高1	高2	高3						
0 神奈川県	◎	◎									中3	0歳以上【旧】	入院：1日100円、通院：1回200円 0～3歳まで窓口負担はなし
1 横浜市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
2 川崎市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	小学4～6年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ※ただし、小学4～6年生でも、保護者が市民税所得割非課税の場合は全額助成（通院の窓口負担なし）
3 相模原市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【新】	中学1～3年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ※ただし、中学1～3年生でも、保護者が市民税非課税の場合は全額助成（通院の窓口負担なし）
4 横須賀市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—
5 平塚市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—
6 鎌倉市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—
7 藤沢市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
8 小田原市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
9 茅ヶ崎市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
10 逗子市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—
11 三浦市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—
12 秦野市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
13 厚木市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—
14 大和市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—
15 伊勢原市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
16 海老名市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—
17 座間市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—
18 南足柄市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—
19 綾瀬市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			高3	なし	—

※◎：対象年齢

※所得制限の【旧】は子ども手当施行前の旧児童手当特例給付基準

※所得制限の【新】は子ども手当廃止後の現行の児童手当所得制限限度額

※本市は、【新】基準を採用しているため、【旧】基準に比べ所得制限の基準が緩和されています。

小児医療費助成制度 県内市町村別実施状況（町村）

自治体	小児										所得制限	窓口負担
	対象年齢									入院		
	就学前	小学校	中1	中2	中3	高1	高2	高3				
20 葉山町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
21 寒川町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
22 大磯町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
23 二宮町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
24 中井町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
25 大井町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
26 松田町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
27 山北町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
28 開成町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
29 箱根町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
30 真鶴町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
31 湯河原町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
32 愛川町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—
33 清川村	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—

※◎：対象年齢

※所得制限の【旧】は子ども手当施行前の旧児童手当特例給付基準

※所得制限の【新】は子ども手当廃止後の現行の児童手当所得制限限度額

※本市は、【新】基準を採用しているため、【旧】基準に比べ所得制限の基準が緩和されています。



議案第11号資料2

令和6年2月1日



秦野市長 高橋昌和様

秦野市社会福祉審議会

会長 藤村和静



小児医療費助成事業の改正について（答申）

本年2月7日付けFNo. 4・0・0（甲）で諮問のありました標記の件について、当委員会において慎重に審議した結果、物価高騰が続き、子育て世帯の負担が増加する中、子どもたちが社会へ羽ばたくまで健やかな成長を支援していくことは大変重要であり、諮問内容のとおり改正することが適当と認めますので、その旨答申します。

なお、国では、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるなど、デジタル化を推進しているため、秦野市としても、子どもの医療証をデジタル化することについて、今後検討されるよう要望します。



FNo. 4・0・0 (甲)

令和6年2月7日

秦野市社会福祉審議会

会長 藤村和静様

秦野市長 高橋昌和



小児医療費助成事業の改正について（諮問）

本市では、小児の健康の維持及び健全な育成に寄与することを目的に、平成7年10月から0歳児の通院医療費助成を開始し、これまで見直しを重ねながら制度を拡充してきました。

少子化が進む中、義務教育期間の全ての子どもたちが安心して医療を受けられる環境を整えるため、現在は中学3年生までを対象として医療費助成を実施し、令和5年10月には小学生以上に対する所得制限を撤廃しています。

本事業は、全国の地方自治体において対象年齢の範囲や所得制限についての相違があるものの、独自の取組として実施されており、本来、国家レベルで実施すべき社会保障の一部を、地方自治体が肩代わりしている状況が続いているため、国の制度として創設するよう要望してきました。

現在、その実現には至っていませんが、物価高騰が続き、子育て世帯の負担が増加する中で、本市としても、子どもたちが社会へ羽ばたくまで健やかな成長を支援する必要があることから、小児医療費助成事業を改正することについて、次のとおり諮問します。

- 1 所得制限を設けずに助成対象を高校生（18歳年度末年齢）まで拡大すること
- 2 事業名を「こども医療費助成事業」に改めること
- 3 令和6年10月から施行すること